

自然環境保全地区の概要

名 称	富士山北麓世界遺産景観保全地区
区 域	富士吉田市、南都留郡山中湖村、同郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部（次の図に示す部分に限る。）
所有区分	公有地、私有地
面 積	13,075 ha
指 定 理 由	<p>世界遺産「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」が所在する場所及びその周辺地域（構成資産及び構成資産を保護すべき地域である緩衝地帯）のうち、当該文化遺産の顕著な普遍的価値を現す山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさを保全するためには、標高の高い視点場から富士山等を眺めた場合の良好な眺望景観を保持するための自然環境を保全することが必要である。</p> <p>当該自然環境の保全については、現行、自然公園法等の制度により一定の行為についてコントロールを行っているが、自然公園法で規定する富士箱根伊豆国立公園の普通地域においては、太陽光発電設備の設置をコントロールするものとなっていない。</p> <p>このため、現行の保全制度を補完するため、世界遺産「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」が所在する場所及びその周辺地域（構成資産及び構成資産を保護すべき地域である緩衝地帯）のうち、富士箱根伊豆国立公園の普通地域の区域を世界遺産景観保全地区に選定するものとする。</p>